

【応急対策】

基本方針

- 1 死者への尊厳や遺族感情に配慮し、効率的な検視・検案・身元確認・火葬等の実施体制を構築する

基本方針1 死者への尊厳や遺族感情に配慮し、効率的な検視・検案・身元確認・火葬等の実施体制を構築する

1 遺体収容所の設置

□ 対策内容と役割分担

災害により多数の死者がでた場合又は出ることが予想される場合で、遺体の収容所・安置所の開設が必要と思われるときは、災害対策本部は警察署と協議し、被害状況を考慮して、市内の公共施設等の遺体収容所を開設する。なお適切な既存建物が確保できない場合は、テント等で代用する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体収容所を開設する。 ○ 遺体収容所・安置所の開設は多摩中央警察署と協力して行う
多摩中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体収容所の開設状況の情報収集を行い、検視班等を編成し派遣する

1 遺体収容所の設置

- 遺体収容所は、総合福祉センター2階駐車場及び旧豊ヶ丘中学校クラブハウス並びに被害現場付近の寺院とする。
- 遺体収容所の開設は、福祉医療対策部と多摩中央警察署が協力して行う。
- 状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請する。
- 遺体収容所に管理責任者を配置、都等と連絡調整を実施する。
- 遺体の腐敗防止の対策の徹底を図る。
- 適切な既存建物が確保できない場合は、テント等で代用する。(テント等の設置については、統括対策部に連絡する)
- 遺体数等の情報の報告は、すみやかに行う。
- 遺体収容所に必要な納棺用品、葬祭用品、ドライアイス等の資機材や納棺作業の要員及び霊柩車の手配は、葬儀業者等の協力を得て行う。

- 遺体収容所を開設した場合、遺体が速やかに搬送されるよう、また家族等を探す市民のため、遺体収容所の開設についての広報を速やかに行う。

2 遺体収容所の運営

- 関係機関と連携し、遺体収容所を運営する。
- 遺体収容所が複数設置された場合は、収容所間で遺体情報を共有化する。

2 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案等

□ 対策内容と役割分担

行方不明者の捜索、遺体の検視・検案は、多数の機関が関係し実施することから、早期の実施が可能となるよう連携の強化を図る。

遺体の取扱いは、死者への尊厳や遺族感情に配慮し行う。

- ※ 福祉保健局が平成9年3月に発行した「災害時における検視・検案活動等に関する共通指針(マニュアル)」に基づき、遺体の取扱いに関連する活動等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部	○ 関係機関と連携し、行方不明者の捜索の総括を実施する。
多摩中央警察署	○ 多摩市が実施する遺体の捜索・収容に協力する。 ○ 各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 ○ 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。 ○ 遺体収容所等における遺体の収容状況を集約する。 ○ 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。
陸 上 自 衛 隊	○ 都の要請に基づき、行方不明者等の救助・救出を実施する。 ○ 救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。
都 福 祉 保 健 局	○ 知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講ずる。 ○ 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講じる。 ○ 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請する

機 関 名	対 策 内 容
監 察 医 務 院	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警視庁遺体取扱対策本部長(刑事部長)と調整の上、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣する ○ 検案班の指揮者(監察医務院長が指定した監察医等)は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施する ○ 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講じる。 ○ 大規模災害時には、監察医制度の施行区域(区部)にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。

※ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

※ 記以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、多摩市に連絡する。なお、上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報する。

□ 具体的な取組

1 行方不明者の捜索

- 遺体及び行方不明者の捜索は、東京都、警察その他関係機関及び民間団体等の協力のもとに実施する。
- 遺体及び行方不明者の捜索を実施した場合、次の書類・帳票等を整備する。
 - ・ 救助実施記録日計票
 - ・ 捜索用機械器具燃料受払簿
 - ・ 死体の捜索状況記録簿
 - ・ 死体の捜索用関係支出証拠書類
- 捜索には、必要により労働者の雇上げ、車両、機械器具等の借上げを行い実施する。

2 検視・検案・身元確認等

- 検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定する。
- 身元の分からない遺体については、警察署、自主防災組織、歯科医師会等の協力を得て、身元の確認と身元引受人の発見に努める。

3 遺体の搬送

□ 対策内容と役割分担

遺族及び関係機関と協力し、遺体の搬送を速やかに実施する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 ○ 状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。 ○ 遺体の取扱いについては、死者への尊厳と遺族の感情に十分に配慮して活動する

□ 具体的な取組

1 遺体収容所までの遺体の搬送

- 搬送する遺体は、関係機関と連携し搬送するとともに、必要に応じて、自主防災組織、消防団等の応援を得て、指定された遺体収容所に搬送する
- 遺体の搬送は遺族が行い、搬送が困難な場合及び身元不明な遺体は、多摩中央警察署と調整し、福祉医療対策部が遺体収容所まで搬送する。
- 市、警察署、自衛隊以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、福祉医療対策部が搬送する。
- 遺族等において搬送された遺体に対し、遺体発見者・遺体発見日時・発見場所・発見時の状況・遺体の身元認知の有無等について確認する。

4 身元確認

□ 対策内容と役割分担

遺族及び関係機関と協力し、身元確認を確実に実施する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身元の分からない遺体については、警察署、自主防災組織、歯科医師会等の協力を得て、身元の確認と身元引受人の発見に努める。
多摩中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「身元確認班」は、DNA 採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。 ○ 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ○ おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を多摩市に引き継ぐ。
東京都八南歯科 医師会多摩支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警視庁(多摩中央警察署)から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに1班につき歯科医師2名以上で構成する身元確認班(歯科医師班)を編成し、派遣する。 ○ 身元確認班(歯科医師班)は、警視庁(多摩中央警察署)の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事する。

□ 具体的な取組

1 身元確認

- 身元不明者遺体の周知とその保管場所について周知する。
- 警視庁(身元確認班)より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間(概ね1週間程度)を経過した身元不明遺体を火葬する。
- 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。
- 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。
- 福祉医療対策部長は、遺体の処理状況等を、随時、多摩市災害対策本部長に報告する。

5 埋火葬の相談と火葬及び火葬許可書の発行等

□ 対策内容と役割分担

死者への尊厳や遺族感情に配慮し、迅速な埋火葬へつなげる。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体の引渡しの際に、遺族等から死亡届を受理する。 ○ 遺体の引渡しの際に、火葬許可証又は特例許可証を発行する。

□ 具体的な取組

1 埋火葬等に関する相談窓口の開設

- 遺体の引渡を受けた遺族等のために、遺体収容所にて火葬等に関する相談窓口を開設し、火葬・埋葬手続きなどの相談に応じる。
- 遺族等が火葬を執行することが困難な場合は、災害救助法の適用の範囲内で身元不明遺体に準じて市が代行する。
- 東京都が広域火葬体制を取った場合、その旨を市民へ周知し、適切な対応を図る。

2 火葬許可書の発行

- 火葬許可書の発行を行う。
- 発行にあたっては、検案書をもとにその場で容易に発行できるよう、体制を整える。

3 火葬

- 火葬場や棺を確保する。
- 火葬場の開場状況を市民に周知する。
- 必要に応じて、火葬場へ遺体を搬送する。
- 必要に応じて、都に対し、広域火葬の応援・協力を要請する。多摩市は、円滑な火葬の体勢を整える。

4 埋葬及び火葬の特例

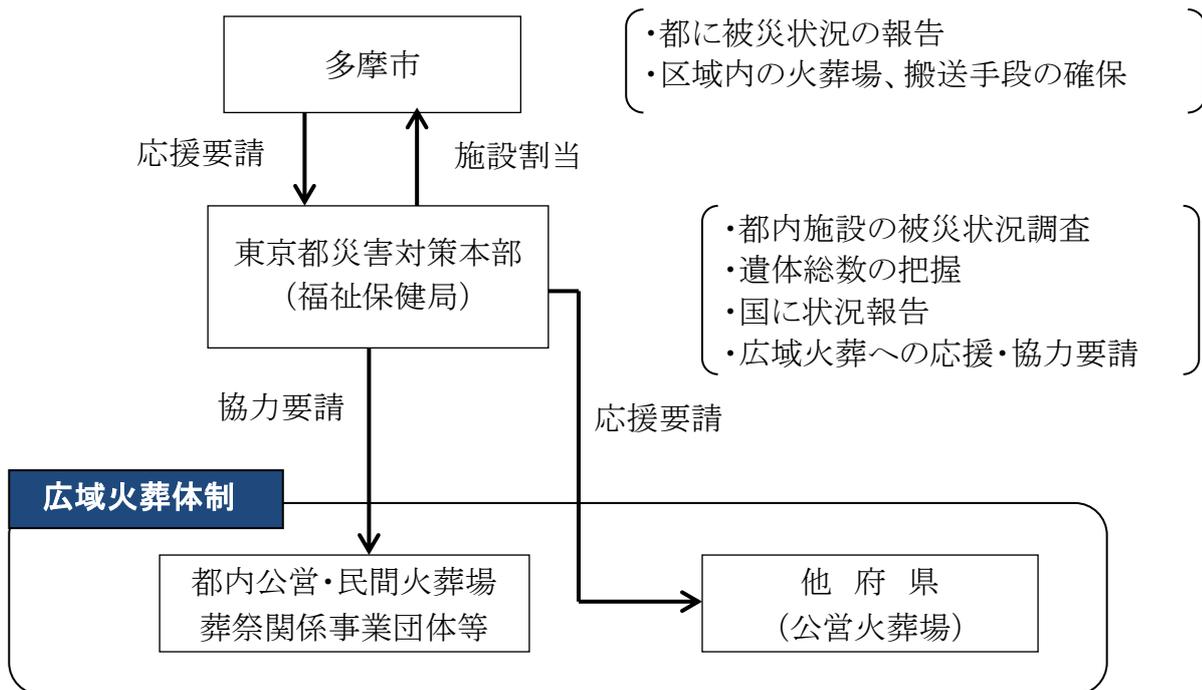
【災害対策基本法第86条の4及び災害対策基本法施行令第36条の2】

- 火葬許可証に変わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行することにより、速やかな火葬に努める。
- 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害により埋火葬を円滑に行うことが困難となったため、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときに、当該災害を政令で指定された場合の「墓地、埋葬等に関する法律第5条及び第14条の手続きの特例」を定める場合がある。

5 身元不明遺体の火葬等

- 一定期間(状況によるが、おおむね遺体発見時より1週間程度)を経過した身元不明遺体の火葬、火葬台帳の作成を行う。
- 火葬費支出関係の根拠書類等を作成・保存するとともに、1年以内に引取人が判明しないときは、遺骨と遺品は一時保管し、身元不明者として都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。

東京都と連携した火葬体制



6 遺体の引き渡し

□ 対策内容と役割分担

死者への尊厳や遺族感情に配慮し、確実に遺体を引き渡す。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部	○ 多摩中央警察署と連携し、「遺体引渡班」の指示に従い、遺体の遺族への引き渡しを行う
多摩中央警察署	○ 多摩市と関係機関と連携し、遺体の遺族への引き渡しを実施

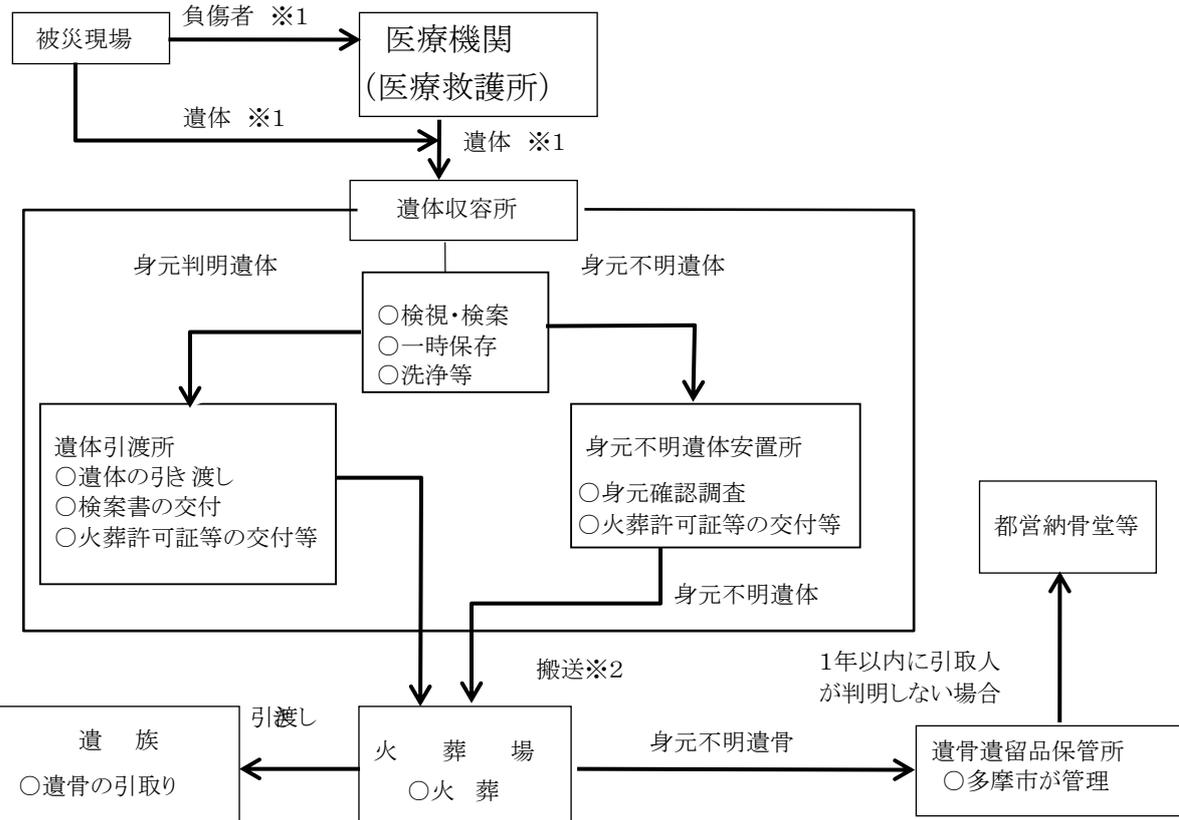
□ 具体的な取組

1 遺体の引渡し

- 遺体収容所に遺体引渡所を設け、遺族が判明している場合は検案書を交付し、遺留品と共に遺体を遺族に引き渡す

○ 遺体取扱いの流れ

多摩市災害対策本部と他の遺体収容所に遺体情報を報告し、情報の共有化を図る。



※1 警視庁、自衛隊は、区市町村の要請に基づき協力

※2 区市町村の要請に基づき、都福祉保健局が関係機関(一般社団法人全国霊柩自動車協会等)に協力を要請

7 市民等への情報提供

□ 対策内容と役割分担

遺体等に関する事項を、速やかに市民へお伝えする。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩市庁舎、遺体収容所等へ遺体の情報を掲示する。 ○ 必要により遺体に係る問合せ窓口を設置する。 ○ 東京都及び多摩中央警察署と連携し、報道機関への情報提供を行う。

□ 具体的な取組

1 市民への情報提供

- 福祉医療対策部は関連対策部と連携し、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警察署と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等へ掲示する。
- 報道機関への情報提供、地域住民等への情報提供を行う体制の条件整備に努める。

※ 遺体の搜索期間・処理期間と国庫負担

遺体の搜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、厚生労働省告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき、下表のとおり定められている。

【遺体搜索の期間等と国庫負担】

区 分		内 容
搜 索 の 期 間		○ 災害発生の日から10日以内とする。
期 間 の 延 長 (特 別 基 準)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内(10日以内)に下記の事項を明らかにして、内閣総理大臣(区市町村長の場合は知事)に申請する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 延長の期間 ・ 期間の延長を要する地域 ・ 期間の延長を要する理由(具体的に記載すること。) ・ その他(期間延長によって搜索されるべき遺体数等)
国 庫 負 担	対 象 と な る 経 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 船舶その他搜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 ○ 搜索のために使用した機械器具の修繕費 ○ 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	○ 金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲

区 分		内 容
	そ の 他	○ 搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象 ○ いずれも経理上、搜索費と分け、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上

【遺体処理の期間等と国庫負担】

区 分		内 容
	遺体処理の期間	○ 災害発生の日から10日以内とする。
	期間の延長 (特別基準)	○ 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内(10日以内)に内閣総理大臣(区市町村長の場合は知事)に申請する。
	国庫負担の対象となる経費	○ 遺体の一時保存のための経費 ○ 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用